

## 船舶事故調査報告書

令和元年7月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）  
 委 員 田 村 兼 吉  
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成30年10月8日 11時30分ごろ
発生場所	熊本県和水町菊池川 <small>おおうら</small> 大浦三等三角点から真方位117° 1,250m付近 （概位 北緯32° 59.8′ 東経130° 36.4′）
事故の概要	水上オートバイ <small>エフエックス エスフイエイチオー</small> Fx-SVH0は、発進した際、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年10月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ Fx-SVH0、0.2トン 290-65458福岡、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.90kW、平成30年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年8月31日 免許証交付日 平成27年8月31日 （令和2年8月30日まで有効） 同乗者 男性 25歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者を乗せ、遊走の目的で、平成30年10月8日11時30分ごろ、船首を南南西方に向けて菊池川上流の菊池川橋北東方1,000m付近を発進した。 同乗者は、発進直後、後部シートに前方を向いて着座して同シートの両側に設置された持ち手を握っていたが、後方に背中から落水して下半身開口部にジェットノズルからの噴流を受けた。 船長は、約200m南南西進したところで船体が軽くなっているこ

	<p>とに気付き、振り返って確認したところ、船尾方に苦痛を訴えながら浮いている同乗者を認めた。</p> <p>船長は、同乗者に接近して本船に引き揚げ、川岸に戻り、携帯電話で119番通報をした。</p> <p>同乗者は、救急車で熊本県玉名市内の病院に搬送されて直腸破裂と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船(船首方から撮影)、写真2 本船(持ち手)、写真3 本船(船尾方から撮影) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者は、本事故当時、上半身はラッシュガードの上に固型式の救命胴衣を装着し、下半身は水着を着用してサンダルを履いていた。</p> <p>船長は、本事故当時、飲酒はなく、健康状態は良好であった。</p> <p>同乗者は、本事故当時、飲酒はなく、健康状態は良好で疲労も感じていなかった。</p> <p>船長は、水上オートバイの乗船経験が約3年間あり、本事故の半年前に本船を新艇で購入して月8～25回使用し、事故発生場所付近を約100回遊走した経験があった。</p> <p>船長は、本事故後、発進時に同乗者に対して目視で落水を防止する態勢で着座したことを確認し、発進する旨の声掛けを行っていなかったものの、ゆっくりと発進したつもりであったので安全に発進できたと思っていた。</p> <p>同乗者は、本船に約5回乗船した経験があり、本事故当時、ふだんと同じような発進であったが、本事故後に手が滑って持ち手から離れ、体勢を崩して背中から後方に落水したと思った。</p> <p>本船は、ウォータージェット推進装置が搭載され、船底から吸い込んだ水をポンプで高圧にし、船尾のジェットノズルから噴流して推進する構造になっていた。</p> <p>本船の取扱説明書に以下のような記載があり、また噴流による負傷の危険性及びウェットスーツボトム等の着用についての警告ラベルが本船のハンドルバー下方及び後部シート下方に貼付されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体を保護できる衣服等を着用してください。落水による水面への衝撃やジェットノズル付近で強い噴流を受けた場合、身体開口部に大きな怪我を負う恐れがあります。通常の水着では、下半身開口部(膣や肛門)の十分な保護になりません。身体を保護できるウェットスーツボトム等を必ず着用してください。厚くしっかりした丈夫な布でデニムのように体にぴったりした衣類がそれに相当します。しかし、自転車競技用の短パンに使われているスパンデックスのような織物は効果がありません。</li> </ul> <p>船長は、ジェットノズルからの噴流を下半身開口部に受けて大きな怪我を負う危険性や、ウェットスーツボトム等の着用の必要性を理解</p>

	<p>していなかった。</p> <p>同乗者は、ジェットノズルからの噴流を下半身開口部に受けて大きな怪我を負う危険性は理解していたものの、ウェットスーツボトム等の着用の必要性を理解していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、菊池川において、発進する際、船長が同乗者に声を掛けずに発進したことから、水着及び救命胴衣を着用した同乗者が後部シートの持ち手をしっかりと握ることができないまま、手が滑って持ち手から離れ、体勢を崩して後方に背中から落水し、ジェットノズルからの噴流を下半身開口部に受けて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、菊池川において、発進する際、船長が同乗者に声を掛けずに発進したため、水着及び救命胴衣を着用した同乗者が後部シートの持ち手をしっかりと握ることができないまま、手が滑って持ち手から離れ、体勢を崩して後方に背中から落水し、ジェットノズルからの噴流を下半身開口部に受けたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、同乗者に対して発進前に声掛け、持ち手をしっかりと握ることなどの注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 水上オートバイに乗船する者は、落水した際のジェット噴流による負傷防止のため、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用すること。</li> <li>・ 事故が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院 Web サイトの地理院地図使用

写真1 本船（船首方から撮影）



写真2 本船（持ち手）



製造会社より提供

写真3 本船（船尾方から撮影）

